

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年四月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年四月七日

埼玉県川越県土整備事務所長 坂 田 竜 也

路 線 名	一般国道二百五十四号
供用開始の区間	川越市岸町二丁目二番二五地先から同市岸町二丁目二番二五地先まで
供用開始の期日	令和八年四月七日
備 考	令和八年三月二十四日付け埼玉県川越県土整備事務所長告示第五号で告示した道路予定区域の供用開始である。